

## 35. 土木工事施工管理基準運用方針(案)

昭和 52 年 4 月 19 日  
建近技第138号全文改正  
昭和 55 年 4 月 9 日  
建近技第116号一部改正  
昭和 56 年 3 月 31 日  
建近技第111号一部改正  
昭和 58 年 3 月 30 日  
建近技第103号一部改正  
平成 2 年 3 月 3 日  
建近技第58号一部改正

## 土木工事施工管理基準運用方針(案)

### 1. 適用範囲

この施工管理基準運用方針(案)は、土木工事施工管理基準及び規格値(案)に基き実施する土木請負工事に適用する。

### 2. 出来形管理

(1) 出来形管理は、出来形の検測が基礎であり、測定にあたっては正確に行わなければならない。施工完了後明視できない部分については写真管理と併用して入念に測定して記録しておかなければならない。

測定は、測定基準に示されている測定箇所とその頻度により検測を実施するものとする。

(2) 出来形管理のまとめ方は、別添-1に示された出来形関係図書の作成要領(案)によるものとする。

### 3. 品質管理

品質管理のまとめ方は別添-2に示された品質管理関係図書の作成要領(案)によるものとする。

### 4. 写真管理

別添-3に示された撮影方法により、出来形確認及び工事の状況を撮影するものとする。

## 出来形関係図書の作成要領(案)

### 出来形管理の考え方

出来形関係図書は工事の進行に伴って順次、実測→記録→整理されるものであるから、工事着手前に出来形を管理する工種、内容、測定時期等を定めて手順よく実施しなければならない。特に施工完了後明視できない箇所（埋戻または水没する箇所等）は実測もれのないよう慎重に実施しなければならない。

#### 1. 一般

- 1) 出来形関係図書に掲示される諸寸法、数値は現地を正確に実測したものでなければならない。
- 2) 出来形関係図書とは出来形図及び出来形成果表をいう。
- 3) 出来形関係図書は、特に指示のない限り工事検査官用として提出する必要はない。

#### 2. 作成方法

- 1) 出来形関係図書は土木工事施工管理基準及び規格値に示す各工種毎の手順によって作成する。なお特殊な工種についてはこれ等に準じて作成する。
- 2) 出来形図、出来形成果表に記入する実測寸法は特に明示されない限り出来形管理基準及び規格値に示す実測単位まで正確に実測したものでなければならない。
- 3) 簡易な工種については出来形図の中に出来形成果表および数量計算を併記してもよい。

#### 3. 出来形（出来高）数量計算

- 1) 出来形が設計寸法に対して規格値を満足していれば出来形（出来高）数量計算は設計寸法で行うものとする。
- 2) 既済部分検査時における出来高数量計算は、「既済部分検査の出来高算出要領（昭和62年3月3日付建近技第55号）」に基づいて行うものとする。

## 品質管理関係図書の作成要領(案)

### 品質管理の考え方

品質管理関係図書は工事監督ならびに施工者の工事施工管理上必要な資料であって、施工途時に行う品質試験はその都度整理をし、考察を行いそれ等のデータや計算結果は次の品質管理に利用されるものであり、工事検査受検のための品質管理ではない。工事検査時には日々の管理状態を把握し、品質管理結果を知るため、資料の提示を求めているのに過ぎないのである。品質管理を行う以上は、工事の途中において生じた品質上の問題点について適切な処置を講じ、それらが記録されていなければならない。

#### 1. 一般

1) 品質管理関係図書とは次の図書をいう。

① 試験データ資料

各種の試験および測定された資料

② 工程能力図(折線グラフ)

時間的、位置的な品質の変動が目で確認できるもの

③ ヒストグラム(柱状図)

品質の分布状態が全体的に把握出来るもの

④ 管理図(データシートを含む)

工事施工中において統計的手法により品質管理を行ったもの

2) 品質管理は資料数(試験回数)等により原則として下記の区分で実施する。

#### 一般の場合

A 5点以下 ①

B 6点~20点以下 ① ②

C 21点以下 ① ② ③又は④(④はダムコンクリートの場合のみ)

# 写真管理

## 1. 撮影方法

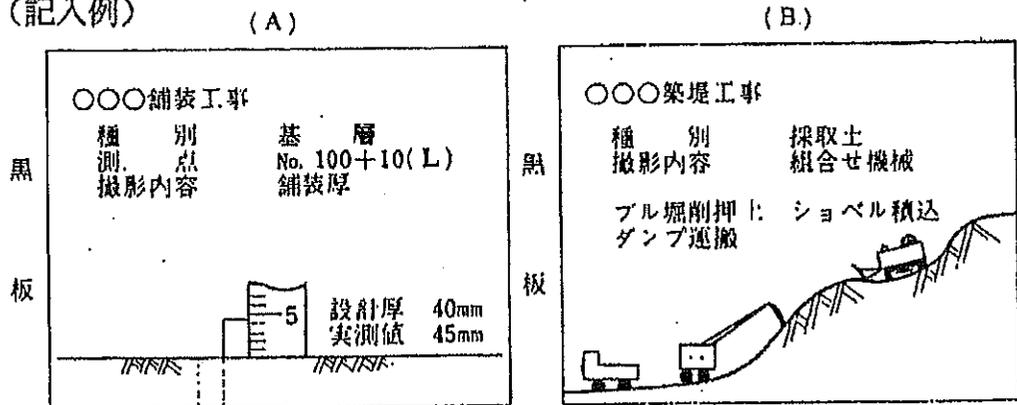
### 1) 出来形確認写真

- a) 撮影箇所は原則として出来形計測する測点において撮影する。
- b) 目的物の種類、測点、寸法の判定が出来るように工夫する。特に寸法については設計値と実測値が対比できるように撮影すること。但し、配筋等複雑なものはこの限りでない。(A)

### 2) 工事状況写真

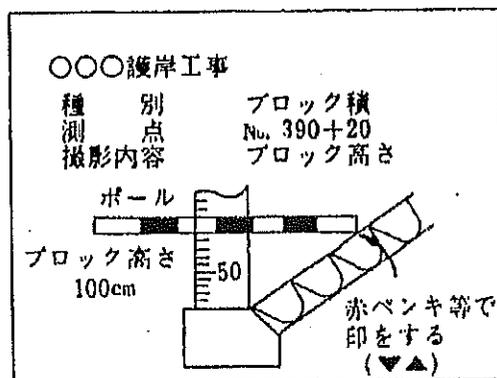
- a) 施工中の状況、機械の組合せ等が把握出来るように撮影する。(B)

(記入例)



- b) 護岸等が地中又は水中に埋没し完成後計測出来ない箇所は法長等の測量点を赤ペンキなどで印をする。(C)

(記入例)



※ 印の位置は出来るだけ1.0mとか2.0mのように整数値とする。